

○守口市個人情報保護法施行条例

令和4年12月22日条例第31号

守口市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第3条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び財産区をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第6項各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、[守口市個人情報保護審査会条例（令和4年守口市条例第32号）第2条](#)に規定する守口市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、この制度の運用状況を市民に公表しなければならない。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(守口市個人情報保護条例の廃止)

- 2 守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定の施行前において旧条例第3条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から同条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部の委託を受けた業務に従事していた者に係る旧条例第16条第2項各号に掲げる行為をしてはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定の施行の日前に旧条例第17条から第20条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第8条第1項に規定する個人情報ファイルのうち電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第3項に規定する者

(3) 第2項の規定の施行の際現に市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務に従事している者又は第2項の規定の施行前において当該業務に従事していた者

一部改正〔令和7年条例2号〕

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔令和7年条例2号〕

（守口市手数料条例の一部改正）

7 [守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）](#)の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

8 [守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年守口市条例第8号）](#)の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（守口市暴力団排除条例の一部改正）

9 [守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）](#)の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和7年2月20日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以

下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第 3 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。